

## 原告ら訴訟代理人による弁論

2024年2月13日  
自由権規約に基づく損害賠償請求事件  
第11回口頭弁論期日

私達はこの裁判に、「自由権規約に基づく損害賠償請求事件」という事件名を付けました。これは裁判所に自由権規約を直接適用して、入管収容が違法と判断していただきたいという思いを込めて、付けたものです。

しかし、過去の裁判では、自由権規約9条が本格的に争点となったことはおそらくなく、裁判例では情報が足りないと思いました。

そこで私達は今回、4人の国際人権法の研究者に、自由権規約9条の解釈適用方法について、意見書の作成を依頼しました。意見書を書いてくださったのは、高田陽奈子大阪大学大学院准教授、村上正直大阪大学名誉教授、松田浩道国際基督教大学准教授、申恵丰青山学院大学教授の4人です。

4つの意見書は、いずれも豊富な文献と資料を用いてまとめられたものであり、私達の主張を理論的に裏付けるものとなっています。私達自身、これらの意見書から多くのことを学びました。

今日の弁論では、これまでの原告の準備書面と、4つの意見書の要旨について、争点に沿って述べたいと思います。

### 第1 争点

この訴訟で、原告のデニズさんとサファリさんは、彼らに対する入管収容が、自由権規約9条1項、4項に反して違法であり、5項によって賠償すべきと主張しています。各条文の争点を整理すると次のようになります。

#### ① 9条1項について

まず9条1項は、恣意的な拘禁を禁じる条文です。

9条1項の解釈について、原告は、自由権規約委員会の一般的意見や、恣意的拘禁作業部会の見解、国連移住グローバル・コンパクトから、

「合理性・必要性・比例性のない収容は、恣意的な収容に当たること」

「定期的審査のない無期限収容は恣意的な収容に当たること」を主張しています。

これに対し、被告は、

国内の法律で手続を定めていれば恣意的な拘禁にはならない、と主張しています。

## ② 9条4項について

9条4項は、拘禁された人が、裁判所で収容の適法性を遅滞なく審査してもらい、釈放される権利を定めた条文です。

こちらは条約解釈に大きな争いはなく、日本での裁判手続が、9条4項の要件を満たすかが争点になっています。

## ③ 9条5項について

9条5項は、違法に拘禁された人は、賠償を受ける権利を有するという条文です。

原告は、原告ら個人が9条5項を直接適用して国に賠償を請求できること、予備的に、直接適用できなくとも、国家賠償法を9条5項に適合するように解釈することで賠償が認められることを主張しています。

これに対し被告は、準備書面(5)を提出していますが、率直なところ、主張内容がよくわかりません。むしろ、9条5項の趣旨は国内法である国家賠償法によって実現されなければならないこと、そうでなければ9条5項を直接適用するしかないことを、認めているように読めます。

以上の争点について、これから4つの意見書がどのような意味を持つのか、説明したいと思います。

## 第2 意見書の内容

### 1 高田陽奈子准教授の意見書(甲54)

高田准教授の意見書は、私達の主張のベースともいえるべき、自由権規約の解釈方法と、自由権規約委員会の一般的意見はどのような意義を持つかについて、詳細に論じたものです。

被告は、自由権規約委員会の一般的意見などについて、「法的拘束力はない」の一言で済ませようとしています。高田意見書を読めば、そうではないことがよく分かります。

#### (1) 自由権規約の解釈方法について

まず、高田意見書は、自由権規約は、ウィーン条約法条約31条と32条に従って解釈しなければならないとしています。日本は、条約の解釈方法を定めたウィーン条約に加入しているため、日本独自の方法で自由に解釈することはできないのです。

##### ア ウィーン条約法条約31条

ウィーン条約31条は、条約の解釈方法について、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」と定めています。

これを自由権規約9条1項について考えると、次のようになります。

①まず、「趣旨及び目的」については、自由権規約の理念ともいえるべき前文が、「人

類全ての尊厳及び平等の奪い得ない権利」を強調しています。すると、規約9条1項も、普遍的な人権を保障するような方向で解釈すべき、となります。

②次に、「文脈により」ですが、これは条文は他の条文と矛盾しないように解釈すべき、ということです。自由権規約では、たとえば6条1項でも、生命を「恣意的に奪われない」という言葉が用いられています。すると、生命を法律さえあれば奪うことは許されないように、身体的自由も、「法律さえあれば奪うことができる」という解釈はできません。

③次に、「誠実な解釈」ですが、これは、条約の文言はすべて意味があるように解釈すべき、ということです。9条1項は、3つの文で成り立っていますが、そのうち3文目には、法律によらない自由の剥奪を禁じると、被告の主張と同じことが書いてあります。すると、9条1項2文の「恣意的」については、3文目とは違う、別の意味に解釈すべき、となります。

④そして「用語の通常の意味」ですが、「恣意的に」の意味として、「合理性、必要性、比例性がないこと」が含まれると読むことは、それ自体、通常の意味の範囲内だといえます。また、条約解釈を行う機関である自由権規約委員会の一般的意見や、恣意的禁作業部会による解釈は、「用語の通常の意味」を理解する上で、重要な指標となります。

- ⑤ なぜ、自由権規約委員会の一般的意見が、「用語の通常の意味」となるかですが、
- i まず、自由権規約委員会の構成が、世界から選出された専門家から成り、地理的な公平性、多様性が担保されていることがあります。
  - ii また、一般的意見の起草過程に透明性、公開性があり、国やNGOとの協議や議論を行って策定したという、手続面での正当性があります。
  - iii さらに、自由権規約自体が、自由権規約委員会に一般的意見の策定や、条約の履行状況を監視する権限を与えているということがあります。

このような理由で、一般的意見は、原則として、条文の適切な解釈を示すと推定されることになり、「用語の通常の意味」として条文解釈に反映されることとなります。一般的意見35が、入管収容には「合理性・必要性・比例性がなければならぬ」「定期的な再評価をしなければならない」としていることは、用語の通常の意味として、条文解釈に反映されることとなります。

そしてこれと同じことが、恣意的拘禁作業部会の見解についても言うことができ、こちらも、「用語の通常の意味」として反映されるということとなります。

## イ ウィーン条約法条約32条

次に、ウィーン条約32条についてです。32条は、31条だけでは解釈が十分できない場合に、条約締結時の準備作業などの補足的な手段を用いることができる、というものです。

原告が根拠としてあげた、国連移住グローバル・コンパクトは、日本も参加し、国連総会で152か国もの賛成によって採択された文書です。これは当事国すべての

合意ではありませんが、大多数の国による、反復性の高い合意として、自由権規約を解釈するための補足的手段として重視すべき文書ということになります。

## (2) 小括

このように、高田意見書では、ウィーン条約 31 条と 32 条に基づいた自由権規約の解釈方法が示され、その中でも、自由権規約委員会の一般的意見や恣意的拘禁作業部会の解釈は、「用語の通常の意味」として特に重要であり、移住グローバル・コンパクトも補足的手段として重視すべき、ということになります。

## 2 村上正直名誉教授の意見書 (甲 55)

次に、村上名誉教授の意見書は、自由権規約委員会の一般的意見 35 を含む解釈から、さらに具体的に、9 条 1 項で禁じられる「恣意的な拘禁」とは何か、9 条 4 項が要求する司法審査とはどのようなものかについて明らかにしています。

### (1) 9 条 1 項「恣意的な拘禁」の意味

- ア まず、9 条 1 項の「恣意的」とは、「法令違反」と同じではなく、諸状況に照らして「合理性、必要性及び比例性」がなければならぬとされます。
- イ このうち「必要性」については、法によらずに入国した人の入国記録の作成や身元の特定のため、あるいは、逃亡のおそれがあるときなどに認められます。
- ウ 「比例性」については、その人の身体的・精神的な健康面について考慮しなければならないほか、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段がないことが求められます。
- エ そして、これらの拘禁の理由は、一般的なものではなく、その個人について、どのような必要性や比例性を満たすのか、具体的に示さなければなりません。入管の主張する、在留活動禁止を目的とする原則収容主義は、個別の必要性や比例性に基づかない、一般的な収容となるため、合理性がなく、9 条 1 項に反し、許されません。
- オ また、これらの条件を満たすかについて定期的な審査をすることも、要件とされます。必要性や比例性は、時間の経過によって変化し、長期になるほどその人の不利益は大きくなるため、定期的な審査がない無期限収容は許されないのです。

### (2) 9 条 4 項の司法審査の意味

次に、9 条 4 項の司法審査ですが、まず、ここでいう司法審査は、*Hebeas Corpus*、つまり「人身保護令状」が念頭に置かれている、ということが重要です。

- ア 人身保護令状は、裁判所が、拘禁の適法性を迅速に審査し、違法な場合は直ちに釈放を命じる権限を有する手続です。そして、拘禁の適法性については、国内法の手続に合致しているかだけでなく、自由権規約 9 条 1 項を含む実質要件に反して

いないかも、審査しなければなりません。

日本においては、本来、人身保護法がこの制度に相当すべきものです。しかし、残念ながら、日本の人身保護法は、9条4項の基準を満たしていません。なぜなら、人身保護規則4条が、「法令の定める方式若しくは手続に著しく違反していることが顕著である場合」しか釈放を請求できないとしており、本件でいえば、収容が入管法の手続に著しく違反している場合しか、この制度を使えないからです。

イ また、行政事件訴訟法による裁判手続は、人身保護法による手続以上に、この基準を満たしません。

i 退去強制令書発付処分<sup>イ</sup>の取消訴訟と併せて行う執行停止申立は、退去強制令書の取消訴訟を起こさなければならず、収容の違法性だけを、独立して争うことはできません。退去強制令書の発付は正しくても、収容するのは違法、という時には使えないのです。

ii 仮放免の義務付け訴訟と併せて行う仮の義務付け申立も、収容が適法であることを前提とした「仮放免」を求める裁判であり、収容そのものの適法性を審査する手続ではありません。また、仮の義務付けには、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があること」という条件があり、収容によって生命や健康を著しく害するような特別な場合にしか、使えません。

このように、日本においては、「違法な収容」に対して、裁判所が遅滞なく審査を行う制度が存在しないため、収容は常に9条4項に違反するということになります。

### 3 松田浩道准教授の意見書

松田准教授の意見書は、違法な収容をされた者が賠償を受ける権利について定めた、9条5項に関する意見書です。

私達は、9条5項に基づく請求という、おそらく日本で先例のない請求をしていますが、松田意見書はそれが可能であることを、理論的に明らかにするものです。

#### (1) 直接適用が可能なこと

まず、日本は条約を締結した後、実施するための立法を要しない自動的受容方式を取っているため、条約はすべて国内法としての効力を持ち、直接適用が可能と推定されます。そして、例外的に直接適用できないかどうかは、批准時に直接適用しない意思を表明していたかという主観的基準と、直接適用するために十分な内容かという客観的基準で判断することになります。

9条5項については、批准時に、直接適用しないという議論は国会でされていないため、主観的基準を満たします。また、条文の文言は、国家賠償法1条と同じくらい明確であり、そのまま適用可能なので、客観的基準も満たします。

したがって、9条5項は直接適用が可能であり、本件ではこれによって給付判決

を行うことが可能です。

## (2) 予備的に、条約適合解釈をすべきこと

仮に、直接適用ができない場合ですが、その場合でも、既存の国内法である国家賠償法を、9条5項に適合するように解釈して、賠償を認めなければなりません。なぜなら、日本は憲法98条2項で条約遵守義務を定めており、裁判所を含む全ての国家機関が、9条5項を实践するように国内法を解釈、適用しなければ、条約違反に問われてしまうからです。

このように、松田意見書は、9条5項を直接適用することは可能であること、もし直接適用できない場合は、国家賠償法1条1項を9条5項に適合するように解釈・適用して賠償を認める義務があることを、明らかにしています。

## 4 申恵丰教授の意見書 (甲57)

申教授の意見書は、これら3つの意見書全体についてカバーし、補強するものです。入管收容について9条1項、9条4項を認めた自由権規約委員会の個人通報事例や、国連恣意的拘禁作業部会の成り立ち、国内裁判において、条約を直接適用した例や条約適合解釈をした例などについて詳しく述べられています。

## 第3 原告デニズさん、サファリさんに対する收容が9条1項、4項に反すること

これらの意見書を踏まえると、原告デニズさん、サファリさんに対する收容は、9条1項、4項に反し、違法となります。入管法そのものが規約に違反することも含めて、原告に当てはめて述べたいと思います。

### 1 デニズさんの收容について

#### (1) 合理性、必要性、比例性の要件について

入管法は、合理性、必要性、比例性を要件としない、原則收容主義を採っています。入管は、この3つをあらかじめ検討せず、したがって具体的な收容理由を示すこともなく、デニズさんを收容したため、この時点で恣意的な收容に当たり、違法となります。

このように言うと、今の入管法に基づく收容は、どれも条約違反になってしまうと思うかもしれません。しかし、あまりに大きな条約違反だからといって、許してよいことにはなりません。大きな違法だからこそ、この裁判で正す必要があります。

#### (2) 定期審査がない無期限收容だったこと

次に、デニズさんに対する收容が、定期的審査がない無期限收容だったことは、入管法上明らかであり、9条1項に反します。定期審査がなければ、合理性、必要性、比例性の要件を満たしているか確認できず、最終手段といえないからです。

### (3) 司法審査がなかったこと

また、デニズさんが、司法審査を受けることができなかったことも、入管法上明らかであり、9条4項にも違反します。被告は、デニズさんが仮放免延長許可の仮の義務付けを申し立てたと主張しますが、先ほど述べたように、これは9条4条の要件を満たす手続ではありません。

このように、今の入管法による収容制度から、デニズさんの個別事情を検討するまでもなく、デニズさんに対する収容は9条1項、4項に反していたということになります。また、念のため、デニズさんの個別事情を踏まえても、9条1項に違反します。

### (4) 目的に合理性がないこと

デニズさんを収容した目的は、収容当時、デニズさんに示されておらず、被告も明確に主張していません。目的がなく収容することは、目的が不合理どころか、そもそも目的が存在しない時点で、明らかに合理性を欠き、恣意的ということになります。「在留活動の禁止」という目的は、個別の事情によらずに、全件収容を可能にするため、そのような目的は合理性がありません。

### (5) 必要性がないこと

仮に、逃亡を防ぐのが目的だったとしても、デニズさんには、逃亡のおそれはなく、収容の必要性が認められません。デニズさんには、2011年に結婚した日本国籍の妻がおり、デニズさんは妻と同居していました。このことは、デニズさんに逃亡のおそれを無いことを強く裏付ける事情です。

2週間仮放免の後も、デニズさんは精神的な極限状態の中、逃げることなく入管に出頭しました。逃亡のおそれがなかったことは明らかです。

### (6) 比例性がないこと

また、仮に逃亡を防ぐために必要だったとしても、デニズさんは収容による拘禁反応で、健康状態がひどく悪化していました。抑うつ状態になり、自殺しようと自傷行為を繰り返しました。幻聴、幻覚もありました。

長期の収容の継続、繰り返しによって、このように健康の悪化が深刻化していたことから、デニズさんに対する収容に比例性がなかったことは明らかです。

また、妻と長期にわたり引き離されていたことも、本来共に生活すべき家族の権利を侵害するものでした。

現在、仮放免が続いているように、定期的な入管への呼出で足りたのです。

このように、個別事情を踏まえても、デニズさんに対する収容は9条1項、4項に違反し、違法でした。

## 2 原告サファリさんの収容について

サファリさんについても、合理性、必要性、比例性をあらかじめ検討せず、具体的な収容理由を示されなかったこと、定期審査がない無期限収容だったこと、司法審査を受けられなかったことは、デニズさんの(1)～(3)と同じです。

また、念のため、サファリさんの個別事情を踏まえても、9条1項に違反します。

### (4) 目的に合理性がないこと

サファリさんを収容した具体的な目的は、収容当時、サファリさんに示されませんでした。このことから、当時目的はなく、合理性もなかったというべきです。念のため、不法就労を防止するのが目的として合理的といえるかですが、自由権規約委員会は、2022年の日本への総括所見で、仮放免中の人々の生活に懸念を示し、収入を得るための活動ができるよう検討するよう勧告しました。このことから、就労の防止は、収容の目的として合理性を欠くことは明らかです。

### (5) 必要性がないこと

仮に、逃亡を防ぐのが目的だったとしても、サファリさんには、逃亡のおそれは全くありませんでした。サファリさんは、2016年6月8日に収容されるまで仮放免を受けていましたが、その間、約5年半にわたって、1,2か月に1回、一度も遅刻することなく、仮放免延長のために入管に出頭していました。また、難民手続きも続けていました。この実績から、サファリさんに逃亡のおそれがないことは明らかでした。

2週間仮放免後、逃げずに入管に出頭したことも、デニズさんと同じです。

### (6) 比例性がないこと

また、サファリさんも、デニズさんと同様、収容の継続によって心身の状態が悪化していました。2019年、サファリさんはうつ病になってしまい、医師は「繰り返す収容によるストレスが症状の遷延に影響している可能性が高い」と診断しました。

収容を継続すればするほどうつ病が悪化する状態になっていたサファリさんを収容することに、比例性がなかったことは明らかです。

このように、個別事情を踏まえても、デニズさんに対する収容は9条1項、4項に違反し、違法でした。

## 第4 賠償をすべきこと

以上のとおり、デニズさん、サファリさんに対する収容は、9条1項、4項に反し、違法であることは明らかです。裁判所においては、彼らに対する収容が自由権規約に違反し、9条5項によって賠償が認められるべきことについて、判断していただきたいと思います。

以上